

JJ10001-2draftR6(20031017)の変更内容

文書中の場所	提案元	原文	提案元修正案	R6 での対応
P17、17 行目	アッカ	手順 1 ) 新システムが 6 . 4 . 3 のケーブル内収容条件に従った回線と干渉源とした時の、 . . . .	手順 1 ) 新システムの回線が 6 . 4 . 3 のケーブル内収容条件に従った与干渉源となる時の、 . . . .	提案通り修正
P21、下から 10 行目	アッカ	G.992.1/G.992.2 Annex C の伝送特性を評価するための各パラメータは表 A.1 と同じである。 Annex C では NEXT ビットマップと . . . .	(下から 1 1 行目と 1 0 行目の間に、 A . 5 . 2 . と同じ記述を挿入する。) G.992.1/G.992.2 Annex C の伝送特性を評価するための各パラメータは表 A.1 と同じである。 <u>キャリアあたりのビット数は整数に切り捨てられる。さらに、ビット数は各キャリアで最大 8 に切り捨てられ、ビット数が 2 未満である場合は 0 に切り捨てられる。</u> Annex C では NEXT ビットマップと . . . .	提案通り修正
P44 図 D.3.2 中記載の周波数	NTT 東日本	1630<f<1630	1630<f<11040	提案通り反映
P61、 D.7.1.2 文中の 2 行目 P64、 D.8.1.2 文中 2 行目 P68、 D10.1.2 文中 2 行目 P69、 D11.1.2 文中 1 行目 P70、 D.12.1.2 文中 1 行目 P95、 D.18.1.2 文中 1 行目	NTT 東日本	D.3.2 の送信電力スペクトル密度	<u>D.3.1.2</u> の送信電力スペクトル密度	P61、 P64、 P65、 P68、 P69、 P70、 P71、 P75、 P77、 P95、 P96、 P99、 P102、 P103、 P110 の該当部分を、「 <u>D.3.1.2</u> の送信電力スペクトル密度」と修正
P61、 P64、 P65、 P68、 P71、 P75、 P77、 P96、 P99、 P102、 P103、 P110	アッカ	D.3.2 の送信電力スペクトル密度	<u>図 D.3.2</u> の送信電力スペクトル密度	

P62、図 D.7.1 中の Peak Value dBm/Hz の Log 表示	NTT 東日本	Log <sub>2</sub> (f/4)、Log <sub>2</sub> (f/14.75)、Log <sub>2</sub> (f/28)、 Log <sub>2</sub> (f/60)、Log <sub>2</sub> (f/1104)、	Log <sub>2</sub> (f/4)、Log <sub>2</sub> (f/14.75)、Log <sub>2</sub> (f/28)、 Log <sub>2</sub> (f/60)、Log <sub>2</sub> (f/1104)、	提案通り修正
P63、D.7.3 記載の < 利用制限及びクラス >	NTT 東日本	線路長制限 3.25km	<u>限界線路長 3.25km の範囲で使用すること</u>	<p>「線路長制限：X.XXkm」という表現では、それ以内か以上かが不明であり、指摘箇所に関しては、提案の表現に改めるほうが明確になると考えられる。但し、「限界線路長」という用語を追加するだけでも、本文中の定義からそれを超えて使用できないことは明確になる。特例のある場合の表現を含めて、全体のバランスを考慮した結果、以下のように修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• P63(D.7.3)、P64(D.8.3)、P67(D.9.3)、P68(D.10.3)、P101(D.20.2)、P103(D.22.2)、P107(D.24.2)の該当部分を、「線路長制限：限界線路長 X.XXkm」という記述に変更。</li> <li>• P50(D.4.2)、P55(P.5.2)において、「線路長制限：限界線路長を表 D.X.X に示す。」という表現に変更。</li> <li>• 表 D.1.1 において「線路長制限あり」と書かれた伝送システムに関しては、「限界線路長 X.XXkm」という記述を使用。</li> </ul>
P64、D.8.2 文中 1 行目	NTT 東日本	D.3.3 の不平衡減衰量規定	<u>D3.1.4 の不平衡減衰量規定</u>	P62(D.7.2)、P64(D.8.2)、P66(D.9.2)、

P69、D11.2 文中 1 行目 P70、D.12.2 文中 1 行目 P73、D.13.2 文中 1 行目 P75、D.14.2 文中 1 行目 P78、D.15.2 文中 1 行目 P95、D.18.2 文中 1 行目				P68(D.10.2)、P69(D.11.2)、P70(D.12.2)、 P73(D.13.2)、P75(D.14.2)、P78(P.15.2)、 P98(D18.2) の該当部分を提案通り修 正
P69、D11.1.1 文中 1 行目 P70、D.12.1.1 文中 1 行目 P95、D.18.1.1 文中 1 行目	NTT 東日本	6.2.1 の総送信電力規定	<u>D.3.1.1</u> の総送信電力規定	提案通り修正
P72、図 D.13.1 中の PSD マス ク式 (dBm/Hz) の Log 表示	NTT 東日本	$\text{Log}_2(f/32)$ 、 $\text{Log}_2(f/109)$ 、 $\text{Log}_2(f/138)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$	$\text{Log}_2(f/32)$ 、 $\text{Log}_2(f/109)$ 、 $\text{Log}_2(f/138)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$ 、	提案通り修正
P73、図 D.13.2 中の PSD マス ク式 (dBm/Hz) の Log 表示	NTT 東日本	$\text{Log}_2(f/4.8)$ 、 $\text{Log}_2(f/50)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$	$\text{Log}_2(f/4.8)$ 、 $\text{Log}_2(f/50)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$	提案通り修正
P78、図 D.15.1 中の PSD マス ク式 (dBm/Hz) の Log 表示	NTT 東日本	$\text{Log}_2(f/4)$ 、 $\text{Log}_2(f/5.25)$ 、 $\text{Log}_2(f/16)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$	$\text{Log}_2(f/4)$ 、 $\text{Log}_2(f/5.25)$ 、 $\text{Log}_2(f/16)$ 、 $\text{Log}_2(f/1104)$ 、	提案通り修正
P81、図 D.16.3 中の PSD マス ク式 (dBm/Hz) の Log 表示	NTT 東日本	$\text{Log}_2(f/1221)$	$\text{Log}_2(f/1221)$	提案通り修正
P81、図 D.16.3 表題	NTT 東日本	ReachDSL V2[+10dBm 版]の PSD マスク	ReachDSL V2[+10dBm 版]の <u>上り / 下り</u> PSD マスク	提案通り修正することに問題はないと 思われるが、他のセクションにも波及 するため、現時点では反映していない。
P108、図 D.25.1 表題	NTT 東日本	2B1Q ISDN の PSD マスク	2B1Q ISDN の <u>上り / 下り</u> PSD マスク	D.2、D.4、D.5、D.6 の各システムには、 「上り/下り」という表現を使用してい ない。現状どおりか、上記の各システ ムを含めて全て修正するかのどちらか を選択することになる。